

木造住宅の耐震診断・耐震改修、 危険ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します

昭和56年5月以前に建築された建物は、法律に定められた耐震基準が強化される前の建物です。旧耐震基準で建築された住宅は、東日本大震災でも大きな被害を受けています。また、平成30年に発生した大阪北部地震では、小学校のブロック塀が倒壊し女児が亡くなるという痛ましい事故も起きております。

今後、発生が予想される首都直下型地震など大きな地震に備えて、建物の耐震性能を調べる耐震診断や、耐震性能を向上させる耐震改修に係る費用の一部を補助、また、危険なブロック塀等の倒壊による事故を未然に防ぐため、解体に係る費用の一部を補助します。

■木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助

対象となるもの

- ・所有者自ら居住しているもの
- ・昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等との兼用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上であるもの）
- ・地上階数が2以下で、床面積が30平方メートル以上のもの
- ・耐震改修工事を行う場合、町内業者と契約を締結して行うもの

補助額

- ・耐震診断を行う場合、耐震診断士派遣費用77,000円のうち町が75,000円を補助（自己負担額2,000円）
- ・耐震改修を行う場合、補強設計と補強工事を併せて行えば、合計費用の4/5を補助（最大100万円）

募集件数（先着順）

- ・耐震診断：3件
- ・耐震改修：1件

■危険ブロック塀等の撤去への補助

対象となるもの

- ・避難路等に面し、道路面からの高さが80センチメートルを超える、組積造又は補強コンクリートブロック造の塀
- ・町内業者と契約を締結して行うもの

補助額

撤去費用の2/3を補助（最大10万円）

募集件数

5件（先着順）

申請方法

町ホームページからダウンロード又は都市建設課の窓口で配布する申請書類を都市建設課の窓口を持参してください。

※申請には一定の基準がありますので、都市建設課まで事前にお問合わせください。

申請期間 10月29日（金）まで（閉庁日を除く）

申請／問合せ 都市建設課 建築営繕係

☎ 267-5156（内線262）

ストップ不法電波

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取締りを強化します。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。電波のルールはみんなで守りましょう。

問合せ 関東総合通信局

●不法無線局による混信・妨害 ☎ 03-6238-1939

●テレビ・ラジオの受信障がい ☎ 03-6238-1945

消防設備士受験準備講習

講習区分		実施日	定 員	実施会場	申込受付期間
前期	法令(共通)	7月8日(木)	100名	茨城県建設 技術研修 センター (水戸市青柳 町4193)	6月7日(月) 〃 18日(金)
	甲乙種第1類	8月10日(火)	各30名		
	甲乙種第4類	8月11日(水)			
	乙種第6類	7月28日(水)			
後期	法令(共通)	1月24日(月)	100名		11月22日(月) 〃 12月3日(金)
	甲乙種第1類	2月1日(火)	各30名		
	甲乙種第4類	1月31日(月)			
	乙種第6類	1月25日(火)			

申込み／問合せ (一社)茨城県消防設備協会 ☎ 226-9611

[HP] <https://www.i-ssk.or.jp>

大洗町消防本部からのお知らせ

火災発生（鎮火）時、防災行政無線の放送内容を一部変更いたします。

これまで火災を知らせるサイレンの後、町名に続き商店や事業所等の目標物名を放送していましたが、目標物名として放送された商店や事業所等が火災になっている等の誤解を与えてしまうことから、8月1日から目標物名を町内会名に変更し放送をいたします。

町民の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、消防関係者には、いばらき消防指令センターから発生場所等の詳細な情報がメール配信されるようになっています。

変更前

(例) 磯浜町 大洗商店付近にて火災発生

変更後

(例) 磯浜町 一丁目地内にて火災発生(※町内会名に変更)

問合せ 大洗町消防本部 火災警防課 ☎ 266-1119

5月31日は世界禁煙デー 5月31日～6月6日は禁煙週間です



毎年5月31日は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう世界保健機関（WHO）により定められた「世界禁煙デー」です。厚生労働省では「世界禁煙デー」に始まる1週間（5月31日～6月6日）を「禁煙週間」と定めています。

今年度のテーマは「たばこの健康影響を知ろう！～新型コロナウイルス感染症とたばこの関係～」

たばこを吸う方は、吸わない方と比較して、重症化する可能性が高いことが明らかになっています。

また、たばこの煙は周囲の人の健康も損ないます。特に子供への影響は、乳幼児突然死症候群や気管支喘息など、命に関わる影響があります。たばこの有害物質は、髪や衣服などにも付着しているので、目の前で喫煙しなくても知らず知らずのうちに周囲の人の体内にも取り込まれます。

子供をたばこの害から守るためには、周囲の人が禁煙することが一番です。

この機会に、禁煙にチャレンジしてみませんか？

問合せ 健康増進課 ☎ 266-1010